

指 導 書

フリガナ	
違反者 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	
住 所 <small>（法人にあつては、主たる事務所所在地）</small>	
生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）
電 話 番 号	
店 舗 の 名 称	
店 舗 の 所 在 地	

違反日時 及び場所	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
	市川市 丁目 番・番地 号 地先

あなたは、市川市客引き行為等禁止条例第6条の規定に違反し、

- 客引き行為
- 客待ち行為
- 勧誘行為
- 勧誘待ち行為

が認められましたので、同条例第7条の規定により、違反行為を中止するよう指導いたします。

市川市長

印

勸告書

フリガナ	
違反者 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small>	
住 所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small>	
生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）
電 話 番 号	
店 舗 の 名 称	
店 舗 の 所 在 地	

違反日時 及び場所	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
	市川市 丁目 番・番地 号 地先

あなたは、市川市長から、 年 月 日付けの指導書により指導を受けましたが、更に
反復して、客引き行為等禁止特定地区内において

- 客引き行為
- 客待ち行為
- 勧誘行為
- 勧誘待ち行為

が認められたので、市川市客引き行為等禁止条例第8条の規定により、違反行為を中止するよう勧告
いたします。

市川市長

印

告知・弁明書

フリガナ	
氏名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	様
住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	
生年月日	年 月 日 （ 歳）
電話番号	
店舗の名称	
店舗の所在地	

違反日時 及び場所	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃
	市川市 丁目 番・番地 号 地先

（ あなたは、 従業者が、）市川市客引き行為等禁止条例（以下「条例」という。）

- 第8条の規定による勧告に従わず、
 第9条の規定による措置命令に違反し、
- 更に反復して、客引き行為等禁止特定地区内において
 客引き行為 客待ち行為 勧誘行為 勧誘待ち行為
 が認められました。

- 第11条第1項の規定による
- 質問に対し、（ 陳述をしなかった 虚偽の陳述をした）
 報告を求めたことに対し、（ 報告をしなかった 虚偽の報告をした） } 虚偽内容：
 調査を、（ 拒んだ 妨げた 忌避した）
 ことが認められました。

この行為は、条例

第9条の規定による措置命令
 第14条（過料）の規定による過料処分
 第15条（両罰規定）の規定による過料処分

の対象となります。

市川市長

印

弁明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。	
	<input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
	内 容	
	署 名	

措置命令書

フリガナ	
被処分者 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	
住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	
生年月日	年 月 日 （ 歳）
電話番号	
店舗の名称	
店舗の所在地	

違反日時 及び場所	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
	市川市 丁目 番・番地 号 地先

あなたは、市川市長から、 年 月 日付けの勧告書により勧告を受けましたが、更に
 反復して、客引き行為等禁止特定地区内において

- 客引き行為
- 客待ち行為
- 勧誘行為
- 勧誘待ち行為

が認められましたので、違反行為を中止するよう、市川市客引き行為等禁止条例（以下「条例」とい
 う。）第9条の規定に基づき、措置命令します。

今後、あなたが正当な理由なくこの命令に従わず、更に禁止行為を行った場合は、条例第10条の
 規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあるとともに、条例第14条の規定に基づき、
 50,000円の過料に処するものとします。

この命令に違反した場合、条例第15条に基づき店舗に対しても過料が科せられる場合があります。

市川市長

印

（教示）

告知・意見書

フリガナ	
氏名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	様
住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	
生年月日	年 月 日 （ 歳）
電話番号	
店舗の名称	
店舗の所在地	

違反日時及び場所	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
	市川市 丁目 番・番地 号 地先

あなたは、市川市客引き行為等禁止条例第9条の規定による措置命令に違反し、

客引き行為等禁止特定地区内において

- 客引き行為
- 客待ち行為
- 勧誘行為
- 勧誘待ち行為

が認められました。この行為は、同条例第10条に基づく公表の対象となります。

市川市長

印

意見	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。意見することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり意見します。 上記事実には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
	内容	
	署名	

（表）

写 真	身 分 証 明 書
	所 属 氏 名
<p>上記の者は、市川市客引き行為等禁止条例第11条の規定による質問、報告の徴収又はその他必要な調査を行う者及び第14条又は第15条の規定による過料を科する者であることを証明する。</p>	
	年 月 日
	市川市長 印

（裏）

<p>市川市客引き行為等禁止条例（抜粋）</p> <p>（調査）</p> <p>第11条 市長は、第7条から前条までの規定に基づき指導、勧告、措置命令又は公表を行うときは、必要に応じ、当該職員をして関係人に質問させ、関係人から報告を徴させ、又はその他必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（過料）</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条の規定による措置命令に従わない者</p> <p>(2) 第11条第1項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をあらかじめ市長が指定する職員に行わせることができる。</p> <p>（両罰規定）</p> <p>第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。</p>

（注） 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

市川市長

印

土地所有者等通知書

あなたが所有し、又は管理する土地又は建物を使用している次の者が、市川市客引き行為等禁止条例（以下「条例」という。）第6条の規定に違反したため、条例第7条の規定による指導、条例第8条の規定による勧告及び条例第9条の規定による措置命令を行いました。当該命令に従わなかったため、条例第10条の規定によりその氏名等を公表しました。

つきましては、条例第12条第2項の規定により、公表された事項を通知します。

フリガナ	
違反者 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	
住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	
違反の内容	
措置命令の内容	
その他市長が必要と認める事項	

違反日時	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
及び場所	市川市 丁目 番・番地 号 地先

過料処分通知書

フリガナ	
被処分者 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	様
住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	
生年月日	年 月 日 （ 歳）
電話番号	
店舗の名称	
店舗の所在地	

違反日時 及び場所	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分頃
	市川市 丁目 番・番地 号 地先

（ あなたは、 従業者が、）市川市客引き行為等禁止条例（以下「条例」という。）

第9条の規定による措置命令に違反し、更に反復して、客引き行為等禁止特定地区内において

（ 客引き行為 客待ち行為 勧誘行為 勧誘待ち行為）が認められたため、

第11条第1項の規定による

質問に対し、（ 陳述をしなかった 虚偽の陳述をした）
 報告を求めたことに対し、（ 報告をしなかった 虚偽の報告をした） } 虚偽内容：
 調査を、（ 拒んだ 妨げた 忌避した）
 ことが認められたため、

条例 { 第14条（過料）
 第15条（両罰規定） } の規定により、金50,000円の過料に処することを

通知します。

市川市長

印

別途納入通知書又はこの場で現金により、お支払いください。

（教示）

様式第9号（第9条関係）

督促状

年 月 日

様

年 度	一般会計
科 目	過料
金 額	¥
延 滞 金	納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その金額に % (納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、 %) の 割合を乗じて計算した額となります。
摘 要	
<p>上記の金額を 年 月 日までに市の収納金融機関へ納入してください。 なお、納入される際には、先にお渡ししてあります納入通知書又は同封の納入通知書に よって納めて下さい。期日までに納入されないときは、滞納処分の対象となります。</p> <p>年 月 日</p> <p>市川市長 印</p>	

すでに納められている場合は、行き違いですので、ご了承ください。